

# 霧島屋久国立公園(錦江湾地域)の公園区域及び公園計画の変更について

## 1. 変更の理由

霧島屋久国立公園錦江湾地域は、桜島地区、指宿地区、佐多地区からなり、鹿児島県の南部に位置する錦江湾全体に広がっている。自然と人文とが調和した特色ある景観を有することから、昭和39年3月16日に霧島国立公園に屋久島地域とともに編入された。その後、昭和62年の再検討、平成9年の第1回点検を経て現在に至っている。

今回は、平成9年の第1回点検後、7年が経過しているため、その間の社会状況の変化を踏まえ公園区域及び公園計画の点検を行う。



桜島



佐多半島



佐多岬

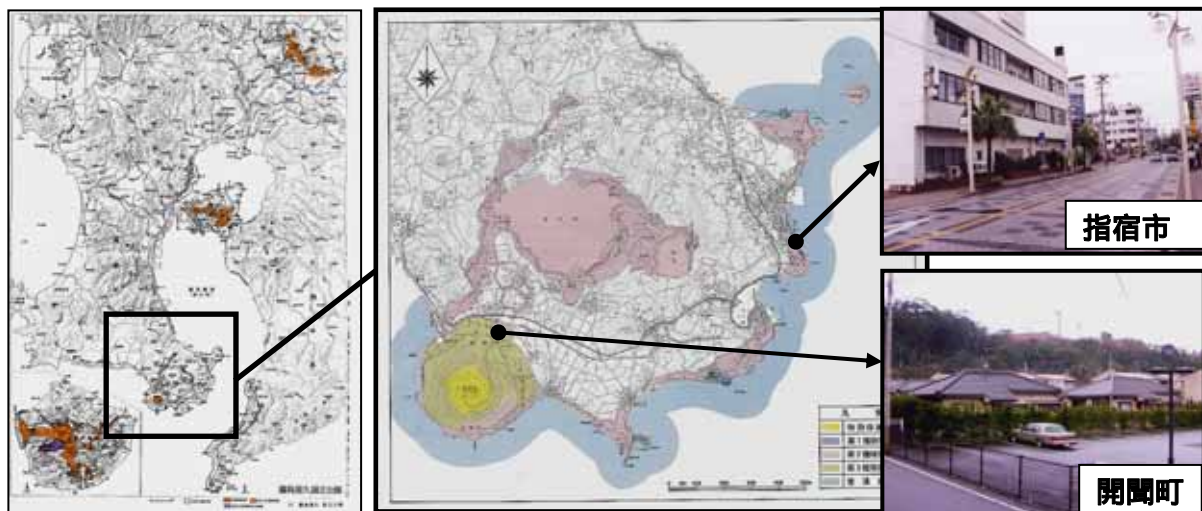
## 2. 変更案の概要

### (1) 区域の変更

削除 1 ha 鹿児島県指宿市十二町の一部

削除 5 ha 鹿児島県揖宿郡開聞町の一部

公園外の市街地と一体化しており、公園としての資質を失っている箇所を削除



### (2) 利用施設計画の変更

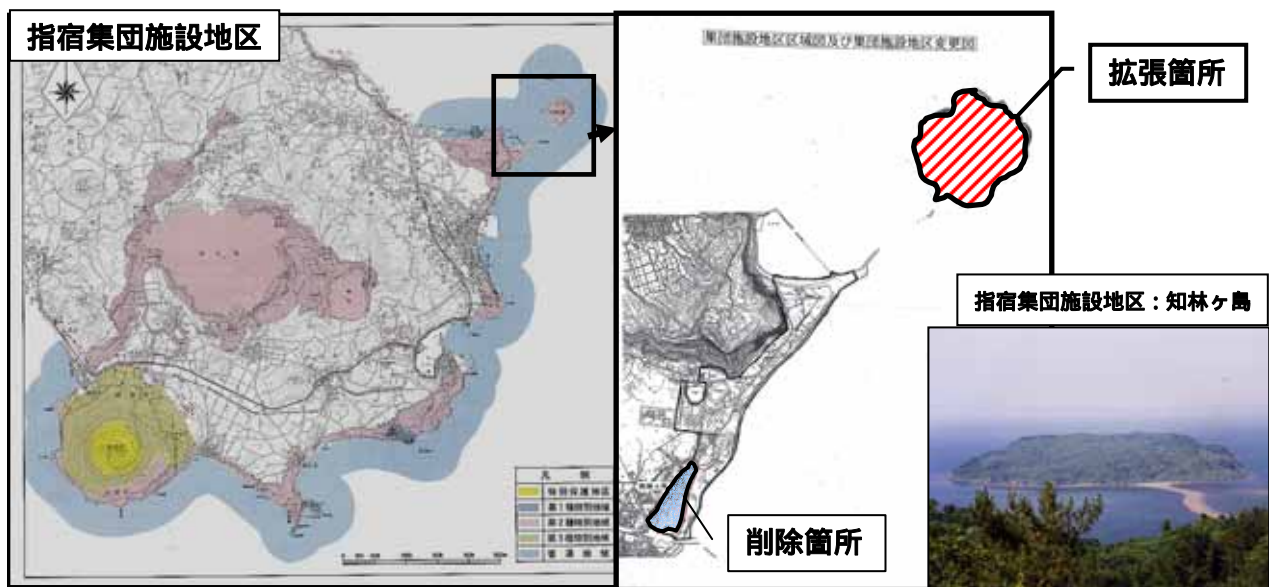
#### ア 集団施設地区

< 拡張 > 指宿集団施設地区 鹿児島県指宿市大字西方の一部 52.3ha

良好な自然が残る指宿知林ヶ島を、集団施設地区に編入し、自然とのふれあいを推進する。

< 削除 > 指宿集団施設地区 鹿児島県指宿市の一部 9.5ha

周辺地域の社会状況や利用形態の変化に伴い、今後施設整備の見込みのない地域を集団施設地区から削除する。



### イ 単独施設

- <追加> 野営場 鹿児島県肝属郡佐多町(田尻)  
佐多岬の自然探勝のための野営場として整備する。



### ウ 道路(車道)

- <変更> 桜島港早崎線  
根占佐多線

整備が進んでいる国道のバイパスを、公園利用のための車道として位置づける。

### エ 運輸施設

- <削除> 磯庭園線索道運送施設

公園利用上の実態及び必要性を踏まえ、今後整備される見込みがないため削除する。